会議録（９月定例会）

会議の名称	令和８年９月　教育委員会会議定例会
開催日時	令和８年９月３０日（水） 開会　午後３時００分　　閉会　午後４時５７分
開催場所	飯能市役所本庁舎別館２階　会議室３
議長氏名	教育長　中村　力
出席委員	五江渕　幸子（教育長職務代理者） 宮内　保行 大澤　修 半田　収
説明者の職・氏名	教育部長　五十川　美也子 教育部参事兼学校教育課長　戸口　智雄 教育政策課長　横田　有司 学校教育課副参事兼教育センター所長　谷口　晶子 学校教育アドバイザー　青栁　義久 学校総務課長　吉田　智也 生涯学習スポーツ課長　青山　一喜 公民館管理課長　熊澤　志津代 図書館長　木村　由里子 博物館長　村上　達哉
会議の公開・非公開	公開（報告（１）は教育委員会として非公表としている情報が含まれていること、議案第５２号は市として審議中の案件であるため、非公開）
傍聴人の有無	有
書記	教育政策課教育政策担当 主事　小川　遼

議題及び議事の大要

議事日程及び主な議題、議事については以下のとおり

１　開会

２　前回会議録の承認

３　会議録署名委員の指名

４　教育長の報告

５　報告
⑴　全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果について
⑵　飯能市青少年問題協議会委員の任命について

６　議事
議案第５１号　令和９年度当初教職員人事異動方針（案）について
【原案のとおり可決】
議案第５２号　飯能市学校体育施設開放屋外照明施設の今後の運用（案）について
【原案のとおり可決】
議案第５３号　飯能市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則（案）について
【一部修正の上可決】

７　その他

８　次回開催について
１０月定例会　令和８年１０月２３日（金）午後３時００分

９　閉会

議事の経過等

	「4　教育長の報告」 　資料に基づき、教育長、教育部長及び各所管課長から報告があった。
教　育　長	委員の皆様から質問等はございますか。
委　　員	小規模特認校制度について、一般的には大人数のクラスに対応が難しいこどもや不登校傾向にあるこどもが、実際に小規模特認校へ通うことでこどもが生き生きと活動している様子や、少人数であることによりこれまで自分を出せなかったこどもが自己表現できるようになったといった具体的な好事例は、市民へ広く知ってもらうことも必要であると考えます。 　そうすることにより、大人数の環境では意見を表明しにくいこどもにとっての選択肢の一つになるものと感じております。ぜひ、小規模特認校制度のもつ良い面について、発信していけるといいと思います。
教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	委員のご発言に関連して、先日開催された社会科研究展の発表会において、小規模特認校に通うこどもが発表したケースがありまして、とても堂々としており、素晴らしい発表でした。 　このように、自身の力を高めるために少人数の学校で学びたいと考えているこどももいます。それぞれのこどもにとって何が一番適しているのか、また、どの学校がその子の能力、個性、あるいは人格を大切にできる場所であるのかを検討した上で、自分に合った学校を選択する手段の一つが小規模特認校制度であると感じております。 　こうした実例もございますので、ぜひ良いところをお伝えいただければと存じます。
教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	鳥獣対策についてですが、熊出没対応マニュアルにおい

	ては、教職員がこどもたちを見守り、守ることが主体になっていると考えられます。このことについては、教職員自身の安全も十分に確保していただくようお願いいたします。安全確保の優先順位としては、第一にこどもたち、第二に教職員であると考えておりますので、その点も含めてマニュアルの整備等をよろしくお願いいたします。
教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	博物館で開催された「飯能と昭和の展覧会」について、解説が非常にわかりやすく文字も見やすいため、足を止めて見入っている方が多く見受けられました。展示の中では、家庭の電化製品のコーナーがこどもたちに大変人気であり、手絞りの洗濯機などについて親が熱心に説明したり、懐かしそうにご覧になっている姿が印象的でした。また、大人にとっては市の歴史や合併の歴史に関する展示が非常に魅力的であり、特に広報はんのうの前身である「飯能町メガホン」の昔の記事やお店の広告などを、皆さま懐かしそうにご覧になっていました。このような貴重な資料を展示していただけたことに深く感謝しております。 さらに、展示品の撮影が許可されていたこともあり、熱心に写真に収めている方の姿や、何回も足を運ぶリピーターの方もおり、飯能を愛する方が多いことを改めて実感いたしました。 今年度の社会科展においては、地域について調べた研究が多く見られました。家族ぐるみで郷土に関心を持ち、飯能の素晴らしさを夏休みの研究等を通じて実感できることは非常に意義深いことと感じております。発表会では、こどもたちのプレゼンテーション能力が年々高まっていることを感じましたが、それは学校や家庭のみならず、博物館の皆さまによる多大なご尽力によるものと受け止めております。 当日は校長先生や担任の先生方も来場され、その姿を見た保護者やこどもの笑顔が非常に印象的であり、こうした交流を通じて信頼関係が一層強まるものと感じました。また、来場された先生方に対しては、調整時間を設けるなどの配慮があってもよいのではないかと思われるほど、こど

	もたちは大変満足している様子でありました。
教　育　長	他に質疑等はございますか。 （「なし」の声あり。）
教　育　長	質疑なしと認めます。 以上で、4　教育長の報告を終わります。
教　育　長	「5　報告」 （1）につきましては、後ほど秘密会で行いますので、「(2) 飯能市青少年問題協議会委員の任命について」、所管課より報告をお願いいたします。
生涯学習スポーツ課長	飯能市青少年問題協議会の任命につきましては、令和 8 年 7 月 24 日（金）開催の教育委員会定例会においてご報告させていただいた際、未定となっておりました社会教育委員からの知識経験者として、社会教育委員副代表の高野淳一氏が推薦され、8 月 27 日（木）に任命されましたので、ご報告いたします。 なお、委員の任期につきましては、令和 10 年 6 月 30 日（金）までとなります。
教　育　長	ただいま報告があった件につきまして、委員の皆様から質問等はございますか。 （「なし」の声あり。）
教　育　長	質疑なしと認めます。 5　報告は以上とさせていただきます。
教　育　長	「6　議事」 議案第 51 号「令和 9 年度当初教職員人事異動方針（案）について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。
参事兼学校教育課長	本議案は、県教育委員会の人事異動方針に則り、市の実

	情、課題を踏まえながら作成した令和９年度における「飯能市教育委員会の人事異動方針ならびに細部事項」について提案するものです。 はじめに、１の基本方針につきましては「新たな時代を豊かな学びで創る　飯能教育　未来の笑顔へつなげる　ひとづくり・つながりづくり」を基本理念とする第４期飯能市教育振興基本計画を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、人事異動を推進することとしました。 （1）教育効果を高めるため、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進すること、(2) 人材育成の観点から職務経験を豊かにするための異動を推進すること、(3) 教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正すること、(4) 全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施すること、(5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努めること、(6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努めること、(7) 女性教職員の管理職への積極的な登用に努めること、(8) 障害のある教職員について、障害の状況等を考慮し、適切な配置に努めること、の８つを基本方針として、進めてまいります。 続いて、「細部事項」について説明します。 １基本方針関係として、(1) には新規採用教職員、(2) には再任用職員、(3) には役職定年後の教職員について示しております。 ２転任・転補関係についてですが、(3) では、原則として異動を行わないものを定めています。(4) では、経験豊かな教職員の異動について、(6) では、栄養教諭・学校栄養職員について、(10) では、新採用の教員等の採用後６年以内の経験人事について、(11) では、同じ学校に勤務できる年限等を示しています。同一校 10 年以内の異動、特に７年以上は積極的に異動を行うことについて、明記しております。 ５その他の（1）長期的展望に立った人事異動、(2) 退職、(3) 降任、については、昨年度と変更点はありませんが、(2) 退職、のイにある「勧奨退職」については、令和８

	年度、退職の勧奨は原則として行いませんが、勧奨制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応することとしています。 なお、「教育長が定める期日」は、令和8年12月8日となります。 説明は以上となりますが、全体を通して、昨年度と大きな変更はございません。
教　育　長	議案第51号について、委員の皆様から質問等はございますか。
委　　員	細部事項にある「2転任・転補関係」の「(17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。」という記載についてお伺いいたします。人事異動方針にある、女性教職員の管理職への積極的な登用というところは、女性教職員の管理職への登用を目的として、個々の能力、適性等を考慮し、というように読み取れますが、細部事項の女性教職員の異動というところについては、男性教職員も同様のことが言えるのではないかと感じました。いかがお考えでしょうか。
参事兼学校教育課長	少々お時間いただきたく存じます。
教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	人事行政は教育委員会の重要事項の一つであると考えますので、他市の情報等にもアンテナを高くしていただき、最終的にこどもたちの利益につながるよう努めていただきたいと存じます。その上で、何点か確認と意見を申し上げます。 一点目は、細部事項の（13）における管理職の異動についてです。近年、自然災害が頻発しており、緊急時の速やかな管理職対応が求められる場面が想定されます。例えば、校長および教頭の双方が秩父方面から通勤している場合、トンネルの通行止めや山伏峠での土砂崩れ等が発生した際に、小川町方面への迂回等により時間がかかり、迅速

	な対応が難しくなる懸念があります。そのため、災害時や緊急時における学校運営の万全を期す観点から、管理職、特に教頭の配置に当たっては地理的なバランスをご考慮いただきたいと考えております。 二点目は、転任・転補に関する事項です。小規模校への異動については積極的に行い、特に若年層の職員が小規模校に長期間在留しないよう、短期間での異動をご検討いただきたいと存じます。その下にある（3）の「9年間を貫く教育の推進」に関連し、特に小規模の中学校においては、時間数に比較的ゆとりがある中学校の教員が小学校に出向き、英語等の専門性を活かした指導を行うなど、人事交流や兼務発令を推進していくことが効果的であると考えます。小規模校にこうした専門性を積極的に導入することは、こどもたちにとって有益であるだけでなく、先ほども議論となった小規模特認校の良い要素にもなり得ると感じておりますので、人事の仕組みへの組み入れを含めて取組を進めていただければと存じます。 三点目は、細部事項の最後のページにある退職者に関する規定についてです。退職の勧奨は原則行わないとしつつ、当該制度の趣旨に沿う場合については「柔軟に対応する」という表現について、この「柔軟」とは具体的にどのような趣旨を指しているのか確認いたします。
参事兼学校教育課長	勧奨退職につきましては、実際に勧奨退職で退職した者が臨時的任用職員として引き続き任用され働くという事例が広まってきていると伺っております。退職したにも関わらず同様の勤務を続ける実態が制度の趣旨とそぐわなくなってきたことから、本制度を廃止するわけではないものの、退職を願い出た者の意向を確認し、その者が今後どのような働き方をするのかについてしっかりと把握した上で判断するという方針とするものです。
委　　員	対象が令和8年度に限定されているため、令和9年度や令和10年度以降の文言については現時点では未定であると認識しております。制度の柔軟な運用に関する趣旨について、ただいまのご説明により理解いたしました。

教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	学校現場における教職員は非常に大切な存在であり、こどもたちにとって、先生と過ごす時間そのものが学校を楽しいと感じる理由の一つになるものと考えます。教職員はこどもたちの心の支えであり、成長していく上での大きな要素の一つになっております。 こどもたちが学校生活を楽しいと感じられる環境をつくるためには、教職員が異動等を通じて自身の資質を向上させることが大変重要な機会であると考えます。そうした教職員こそが、こどもたちからリスペクトされる存在であって欲しいと願っており、人材の配置を担う教育委員会の人事には大きな意味があるものと捉えております。 一方で、現在のこどもたちの中には、自分をうまく表現できず、自分の居場所はないものとして自ら扉を閉ざしてしまっているような状況にあるこどももいるのではないかと懸念しております。特別支援教育はもちろんのこと、通常の学級におきましても、教職員の資質を高めるための人事配置であって欲しいと考えております。 先生方におかれましては、日々の実践の中で、目の前にいるこどもたちに対して真摯に向き合い、充実した時間を重ねていただきたいと願っております。今年度も後半に入りますが、異動を控える職員も含め、すべての先生方が残りの期間においても自身の資質向上に努めていただくことを期待したいと思います。
教　育　長	他に質疑等はございますか。
委　　員	学校の教職員の異動状況からは、近年は同一校での勤務期間が長期化している傾向があると感じております。こどもたちや保護者の視点からは、同じ先生に長く担当してもらうことで得られる安心感や、そのままの体制を望む意見があることも理解できます。 しかしながら、長期的な視野に立って将来を見据えた場合、一校に在籍する年数をやや短くすることも検討すべきではないかと考えております。例えば、採用後一定期間についての運用に関して、教職員の間で「まだ在籍年数が満

	たないため異動しない」といった認識が生じている場合もあるように見受けられます。 　各学校における安心感も重要である一方、1年1年がこどもたちのために充実した指導が行われるよう、適切な人事異動の実施に努めていただきたいと存じます。
教　育　長	他に質疑等はございますか。 （「なし」の声あり。）
教　育　長	質疑なしと認めます。 　休憩します。 休憩　15：58 再開　16：00
教　育　長	再開します。 　先ほどの委員の質問に対しまして、参事兼学校教育教育課長お願いします。
参事兼学校教育課長	人事異動方針の細部事項における「2 転任・転補関係」の「(17)女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。」という項目についてご説明いたします。 　この表現は、以前は出産休暇や育児休暇、部分休業等を取得する職員に女性が多かったということが背景にあります。しかしながら、現在は男性の育児休業等も認められ、実際に取得する事例が増加しているという実態を踏まえますと、現状に合致しない部分も生じてきているものと考えます。 　そのため、「女性」という文言を削除し、「教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。」という表現に改めさせていただきたく存じます。
委　　員	ありがとうございます。よろしくお願いします。
教　育　長	他に質疑等はございますか。

委　　員	「女性」の文言を外すのであれば項目自体をすべて削除しても差し支えないのではないかと考えております。視野を広げ、職務経験を豊かにするために市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努めるという規定の中に、個々の能力が十分に発揮されるという趣旨が含まれているように見受けられますので、あえてこの項目を個別に残す必要性について疑問を感じており、どうしてもこの文言を入れる特段の事情がないのであれば、項目全体を削除してしまっても問題ないのではないかと思います。 しかし、もともと女性教職員が取得する割合が多く、部分休業の取得や途中からの着任に際して不都合を感じることがないよう、そうした教育現場の環境に配慮するという意味合いでこの項目が多く支持されているものと受け止めておりますので、個人的には、このまま「女性」という文言を残して規定することに特段の問題はないと考えております。
委　　員	埼玉県における該当の規定はどのようになっているのでしょうか。県において規定されているのであれば、本市においても同様の考えを考慮して検討することが望ましいと考えます。
参事兼学校教育課長	この規定については、埼玉県で定められている内容と同様です。
教　育　長	議案第51号「令和9年度当初教職員人事異動方針（案）」については、一旦保留とし、後ほど改めて審議することといたします。内容の確認、整理をしておいてください。
教　育　長	議事を先に進めます。 次の、議案第52号の議事につきましては、会議冒頭にて了解をいただきましたとおり、「8次回開催について」の終了後、秘密会にて行います。 続いて、議案第53号「飯能市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則（案）について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

博物館長	本案は、令和6年度に文化庁の認定を受けました飯能市文化財保存活用地域計画に関連するものです。「飯能市文化財保存活用支援団体」というのは、文化財保護法第192条の2に「文化財保存活用支援団体の指定」という条文があり、「市町村の教育委員会は法人その他これに準じる団体を文化財保存活用支援団体として指定することができる」という内容に基づくものです。 文化財保存活用支援団体の業務につきましては、市町村区域内の文化財の保存及び活用、文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に、情報提供、相談などの援助を行う、文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うことなどが挙げられます。 本案が目的とするところは、これまで行政が主体となって行ってきた文化財の保存・活用を、一緒に担って実施する者を増やし、市民総がかりで文化財の保存・活用を推進していくというものです。 具体的な事業は、これから検討を行う予定ですが、文化庁や各種財団から補助金を獲得し、市と支援団体が共同で文化財の保存・活用の事業を実施していくことを想定しております。 そのような背景及び目的のもと、団体を指定する規則として本案を提出するものでございます。
教育長	議案第53号について、委員の皆様から質疑等はございますか。
委員	この指定を受けることによるメリット及びデメリットにつきましては、どのような点が想定されますでしょうか。
博物館長	デメリットにつきましては、特段に大きなものがあるわけではございません。 メリットについては、文化財を一緒に守り、活用し、まちづくりに生かしていきたいという意識をお持ちの団体を指定することにより、団体の事業として補助金を活用した実施を検討できるという点がございます。また、情報交換が円滑に行えるようになることもメリットとして挙げられます。

委　　員	ご説明ありがとうございます。もう1点お伺いいたします。指定の取り消しに関する通知についてですが、指定団体が自ら辞退する場合の届出や、途中で指定団体の要件に合致しなくなった場合の審査について、例えば、年1回の定期的な報告や届出の仕組みがあるのでしょうか。それとも、一度指定を受けた後はよほどのことがない限り継続するものとなるのでしょうか。変更届によってカバーされるものなのか含めまして、もう少し補足をお願いいたします。
博物館長	文化財保護法の中に「監督等」に関する規定がございます。市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、支援団体に対してその業務について報告をさせることができるほか、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるという規定もございます。そのため、そうした文化財保護法を踏まえつつ、本規則（案）の第3条各号の規定により対応していくこととなります。
委　　員	ご説明ありがとうございました。指定の取り消し等の事態が生じないことを願いつつ、慎重に進めていただければと存じます。
教育長	他に質疑等はございますか。
委　　員	申請書の誓約事項における（1）及び（2）の文言について、「暴力団員そのものではない」という記載のほか、暴力団やその構成員との関係を持つ者に関する誓約事項を含める必要はないのでしょうか。
博物館長	少々お時間いただきたく存じます。
委　　員	一般的に民間の業務委託等における規定では、関係を有する者についても除外する旨が記載されることが多くございます。条文の解釈上、その点が含まれるということであれば問題ありませんが、この文面だけを見た場合に「暴力団員でなければ関係を持ってよいのか」と捉えられる懸念

	があるのではないかと感じておりました。解釈の問題としてこの記載で差し支えないということであれば、了承いたします。
教育部長	詳細につきまして、確認させていただきたいと存じます。
教育長	休憩します。 休憩　16：15 再開　16：16
教育長	再開します。 博物館長お願いします。
博物館長	委員からのご指摘を踏まえて修正（案）を検討したいと存じます。
教育長	それでは、議案第53号「飯能市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則（案)」についても、一旦保留とし、後ほど改めて審議するものといたします。 「7　その他」 発言はなかった。 「8　次回開催」 令和8年10月23日金曜日、午後3時から本庁舎別館2階会議室3で開催することについて連絡があった。 休憩 16:18 再開 16:18 「全国及び埼玉県学力・学習状況調査について（秘密会)」所管課より報告があった。 「議案第 52 号（秘密会)」について審議を行い、原案のとおり可決することと決した。 休憩 16:49 再開 16:53

教　育　長	再開いたします。 傍聴人の入室を認めます。 休憩　16：54 再開　16：54
教育部長	先ほどの議事の中で保留となっておりました2点の件につきまして、改めてご審議をお願いいたします。
教　育　長	議案第51号について、参事兼学校教育課長お願いします。
参事兼学校教育課長	人事異動方針の細部事項につきましてご説明申し上げます。(17) の女性教職員の異動に関する項目についてでございます。女性教職員特有の出産に関する事項や、生理に関する体調不良といったものがあり、異動に際して担任を持たせられないなどの不当な扱いを受けることがないよう、配慮する必要があるということでございます。 また、国からも、男女共同参画の重点方針の中に女性活躍をさらに広げ、一段高いレベルで進めていくための文言が入っている関係もありまして、女性にとって不利益とならないよう働きやすい環境をしっかりと整えておく必要があるということで、ここでは「女性教職員」という文言を残したままで方針としたいと考えております。
委　　員	ご説明ありがとうございます。そうした方向性がしっかりと定まっているのであれば、異論ございません。
教　育　長	それでは、採決に移ります。 お諮りいたします。議案第51号「令和9年度当初教職員人事異動方針（案)」について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり。）
教　育　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第51号 は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教　育　長	続いて、議案第53号について、博物館長お願いします。
博 物 館 長	議案第53号　飯能市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則（案）の様式第1号（2条関係）中、「2　誓約事項」の「(2)」についてですが、委員よりご指摘がありました。ご意見を反映し、次のとおりに修正案を提出させていただきます。 修正前は「(2) 申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員（飯能市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではありません」としていたところ、修正後は「暴力団員（飯能市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)」の後ろに、「又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者」を挿入し、「(2) 申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員（飯能市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者ではありません」とし、改めてご審議いただきたくお願いいたします。
教　育　長	委員の皆様から質疑等はございますか。 （「なし」との声あり）
教　育　長	質疑なしと認めます。 それでは、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第53号「飯能市文化財保存活用支援団体の指定等に関する規則（案)」について、一部修正の上可決すべきものと決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり。）
教　育　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第53号 は、一部修正の上可決すべきものと決しました。 議事は、以上となります。

教　育　長	以上をもちまして、教育委員会９月定例会を閉会といたします。 お疲れ様でした。 閉会 16:57